京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成21年12月 22日京都市条例第 33 号)(建設局土木管理部自転車政策課)

自転車又は原動機付自転車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進を図るとともに、自転車等の放置の防止に資するため、自転車等の駐車のための施設を次のように設置することとしました。

(施設内容)

位 置 京都市西京区嵐山宮ノ前町47番地の3

駐車台数自転車180台

原動機付自転車 20台

供用開始予定時期 平成22年4月中旬

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年12月22日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 33 号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第5条本文中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

第6条第1項及び第3項中「次条第1項」を「次条第1項本文」に、「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

第7条第1項中「,必要があると認めるときは」を削り,「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし,別に定める自転車等駐車場の指定管理者については,この限りでない。

第8条第1項中「,必要があると認めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める自転車等駐車場の指定管理者については、この限りでない。 第11条第1項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

別表第1京都市桂駅西口自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市松尾駅自転車等駐車場

京都市西京区嵐山宮ノ前町47番地

Ø 3

別表第2(1)の項中「京都市花園駅自転車等駐車場」の右に「,京都市松尾駅自転車等駐車場」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)